



介護環境を整えるために社員が使える、公的制度についてお伝えします。

今月号では、違いがわかりづらい「介護休業と介護休暇の違い」について、「よくある質問」の2つに分けて、ヒントになりそうな情報をお伝えします。具体的なご相談はあおばまでご連絡ください。

(1) 介護休業と介護休暇の違い

	介護休業	介護休暇
想定する 使いみち	数週間～1ヶ月以上かかる生活環境の大きな変化への対応など ・介護施設に入居するための準備 ・遠方に住む家族の介護 ・自宅で介護をするためのリフォームや受け入れ準備 ・介護対象者の看取りが近い場合の対応	数時間～1日程度の日常的な手続きや外出など ・要介護者の突然の体調不良・病院や介護施設などへの付き添い、送迎 ・介護保険などの手続き・介護用品のレンタル申し込み ・介護士やケアマネジャーとの面談・介護施設の見学 ・日常生活の介助、買い物
対象者	要介護状態(Q1参照)の対象家族を介護する全ての労働者 ※日々雇用及び労使協定を結んでいる場合、以下の従業員は対象外 ・入社1年未満 ・1週間の所定労働日数が2日以下 ※有期契約労働者も、一定の要件を満たせば利用可能	要介護状態(Q1参照)の対象家族を介護する全ての労働者 ※日々雇用・労使協定を結んでいる場合、以下の従業員は対象外 ・入社6カ月未満(R7.4.1から撤廃) ・1週間の所定労働日数が2日以下
介護対象 家族	① 配偶者(事実婚を含む) ② 父母 ③ 子 ④ 配偶者の父母 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ 孫 ※いずれの場合も同居している必要なし ※右図をご参照ください。	
取得日数等	対象家族1人につき通算93日間 最大3回まで分割して取得が可能	対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日 1日または時間単位での取得が可能
手続き方法	休業開始予定日の2週間前までに、書面等により事業主に申出	書面の提出に限定されおらず、口頭での申出も可能
給与	無給か有給かは会社の定めによる	
給付金	雇用保険の被保険者は介護休業給付金あり(条件あり)	なし

(2) よくある質問

《今回の記事は、雨宮・佐藤が担当しました。》

Q1 この公的な制度を利用するための要介護状態とは？

A1 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のこと
また、常時介護状態とは介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上または厚労省で定める判断基準に該当すること。 **※要介護認定を受けているかは問いません。**
尚、介護保険の要介護認定の結果通知書や医師の診断書の提出を制度利用の条件には出来ません。

Q2 介護休業や介護休暇以外ではどんな支援方法があるの？

A2 ①柔軟な働き方の制度の利用
・時短勤務やフレックスタイム制
・テレワークやリモートワーク等
②介護休業や介護休暇、その他自社の制度について社員に周知する。
また、相談窓口を設置する等、相談しやすい環境づくりをする

Q3 使える助成金はありますか？

A3 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)・・・介護休業の取得や職場復帰を支援する制度を導入し、従業員が介護休業を5日以上取得した場合に、取得時と復帰時に各30万円支給。
※他要件あり ※申請をご検討される場合は、お気軽にあおば事務所までご相談ください。

《 あおば事務所の年末年始休業 》

令和6年12月28日(土)～令和6年1月6日(月)午前中まで休業とさせていただきます。
休業中にいただいたご連絡につきましては、営業開始後に順次対応させていただきます。

① 2024年の労務関係の主な法改正 (あおば新聞バックナンバーもご参照ください)

- ・**時間外労働の限度基準見直し**・・・建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の猶予期間終了。上限規制が適用(4月1日～)
→あおば新聞 令和5年12月号
- ・**労働条件明示のルール変更**・・・労働者を募集・採用・更新するタイミングで労働者に対する明示事項が追加(4月1日～)
→あおば新聞 令和5年7月号
- ・**社会保険の適用拡大**・・・要件を満たした短時間労働者を対象とした社会保険の加入義務が、厚生年金に加入している人数が**51人以上の企業に拡大**(10月1日～)
→あおば新聞 令和6年7月号
- ・**健康保険証の廃止**・・・マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止・資格確認証書の発行(12月2日～)
→あおば新聞 令和6年10月号

② 高齢者雇用に関わるご案内

- ・定年後継続雇用の高齢者の特例・・・『**第二種計画認定**』を受けることで、定年後再雇用される有期契約労働者の無期転換申込み権が発生しません
- ・定年延長や定年廃止を検討している事業所であれば活用できる助成金があります。・・・「65歳超雇用推進助成金」

③ 11月1日よりフリーランスの方のための新しい法律がスタート

- ・労働者性の有無は、契約内容ではなく実態により判断されます。フリーランスで働く方がいる場合、改めて労働者性の有無を確認しましょう。
※フリーランスとは:業務委託・請負契約・一人親方・個人事業主・外注 等

ご不明な点がございましたらあおば事務所までご連絡ください。

